



# 庁舎問題に関する取り組み～vol.12～

記事に関する問合せ先

庁舎・交通体系対策室… ☎ 62 - 5677

## 新庁舎建設に係る関連経費及び効果額の見込等が提示されました

12月15日に開催された、第4回新庁舎に関する調査特別委員会において、新庁舎建設に係る関連経費及び効果額の見込に関する資料が提示されました。

### 新庁舎建設に係る関連経費及び効果額について

庁舎整備に係る借入金の償還期間として想定される20年間を基本期間とし、新庁舎建設（支所整備費等も含む。）に係る「本庁業務一本化した場合」と「現状のまま（4つの庁舎を利用）の場合」の庁舎整備に係る事業費と維持管理経費等の比較を行ったものです。

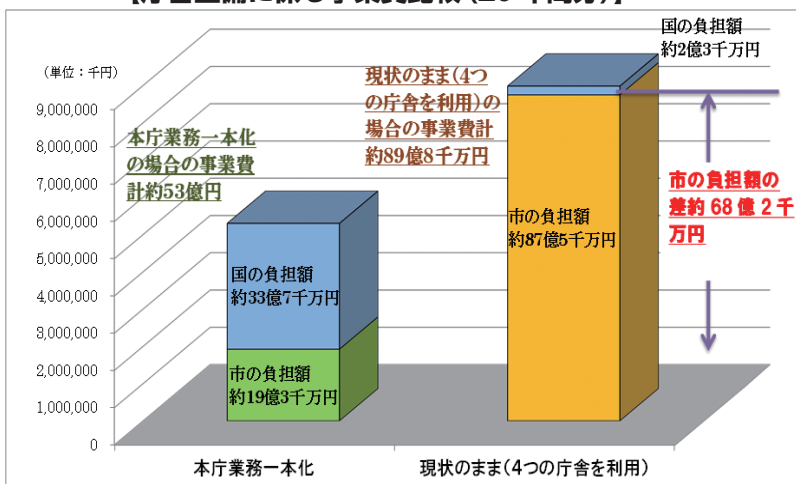
#### (1) 庁舎整備に係る事業費比較

区分	比較条件
本庁業務一本化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○稲築多目的運動広場に新庁舎を設置（9,000㎡程度）</li> <li>○平成32年度までに、既存の稲築庁舎・山田庁舎・嘉穂庁舎を除却し、山田支所・嘉穂支所を新築（各500㎡程度）</li> <li>○碓井庁舎の耐震化、大規模改修を実施</li> <li>○碓井庁舎に支所及び教育委員会を設置（教育委員会については平成38年度まで）</li> <li>○その後の時期に、碓井庁舎除却、支所の設置</li> <li>※ 平成32年度までの実施事業については、合併特例債対象</li> </ul>
現状のまま（既存4庁舎を利用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○4つの庁舎において、それぞれ耐震化・大規模改修・建替え工事</li> <li>※ 庁舎の維持補修事業のため合併特例債の対象外</li> </ul>

本庁一本化に係る事業費は約53億円と試算し、合併特例債を活用できる平成32年度までに実施する事業が多いため、市の実質的な負担額は約19.3億円相当と想定しています。

現状のままの場合においては、今年度実施している耐震診断において、全ての庁舎において「耐震性能を確保できていない」との結果（速報値）となっており、庁舎として使い続けるには、耐震化・大規模改修を実施しなければならず、その後の建替経費を含めた事業費は約89.8億円と試算しています。これらの事業は既存庁舎の維持補修とみなされ、合併特例債の対象事業には該当しないため、市の実質的な負担額は約87.5億円と想定しています。

【庁舎整備に係る事業費比較（20年間分）】



庁舎整備に係る事業費について、本庁に業務を一本化した場合と現状のまま（4つの庁舎を利用）の場合を比較すると約68.2億円、市の負担を抑制する効果が生じます。

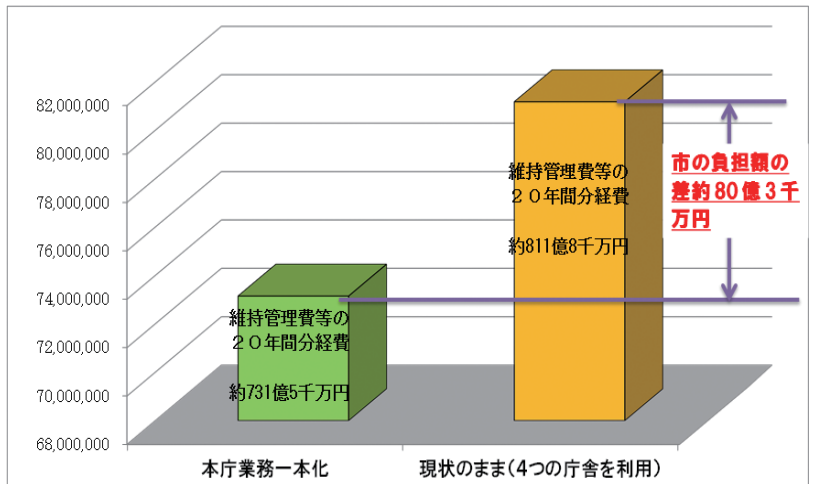
#### (2) 維持管理費、移動に伴う損失人件費、人件費比較

区分	比較条件
本庁業務一本化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○維持管理経費…庁舎保有面積が小さい（管理費低額）</li> <li>○移動に伴う損失人件費…本庁業務一本化のため不用</li> <li>○人件費…平成27年度868人⇒平成39年度717人（総職員数）</li> </ul>
現状のまま（既存4庁舎を利用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○維持管理経費…庁舎保有面積が大きい（管理費高額）</li> <li>○移動に伴う損失人件費…本庁業務間の職員移動が生じる</li> <li>○人件費…平成27年度868人⇒平成39年度816人（総職員数）</li> </ul>

【維持管理費、移動に伴う損失人件費、人件費比較 (20年間分)】

本庁業務の一本化においては、庁舎保有面積の縮小による維持管理費の抑制と本庁間の移動に伴う経費が不要となります。また、業務の効率化、組織の簡素化に伴い、職員総数を平成 39 年度 717 人とする事で、人件費を抑制することができます。その結果、本庁業務一本化の経費は、約 731.5 億円と試算しています。

一方、現状のままにおいては、既存の 4 つの庁舎を利用するため、庁舎保有面積は縮小できず、維持管理費の抑制は困難です。また、庁舎が 4 つに分散しているため、本庁間の移動に伴う経費も現状のまま生じます。職員数については、組織の合理化、業務の効率化等の改善を図ることが難しく、職員総数は平成 39 年度 816 人となっています。その結果、現状のままにおける経費は、約 811.8 億円と試算しています。



維持管理費、移動に伴う損失人件費、人件費について、本庁に業務を一本化した場合と現状のまま(4つの庁舎を利用)の場合を比較すると約 80.3 億円(毎年約 4 億円の経費削減)、市の負担を抑制する効果が生じます。

(3) 事業費見込比較

平成 24 年 2 月作成の庁舎問題検討報告書と今回提示された本庁業務一本化、現状のまま(4つの庁舎を利用)の 3 つのケースによる事業費見込等を整理比較すると、以下のとおりとなっています。

	平成 24 年 2 月作成 庁舎問題検討報告書の場合	本庁業務 1 本化の場合	現状のまま (4 つの庁舎を利用) の場合
① 庁舎形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁業務一本化のため本庁舎を整備</li> <li>支所ではなく、各地域に既存施設を利用した、簡易受付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁業務一本化のため、本庁舎を整備(※平成 38 年度まで、教育委員会は碓井庁舎に設置)</li> <li>各地域には支所を新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の状態(分庁方式) ⇒ 4 つの庁舎を順次建替え続ける必要あり</li> </ul>
② 行政サービス、コスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 現状の総合支所業務の全ては簡易受付での対応は難しい</li> <li>× 市のほとんどの行政サービスを受ける場合は、本庁舎でのみ対応</li> <li>○ 支所を設置しないため、行政改革削減効果は高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現状の総合支所業務は支所に対応</li> <li>○ 複雑な行政サービスは本庁舎で確実に解消</li> <li>△ 支所に 10 人程度の正規職員の配置を予定、行政改革削減効果はやや低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現状の総合支所業務は支所に対応</li> <li>× 本庁機能が分散化されているため、住民サービス低下(いわゆる、たらい回し等)</li> <li>× より多数の職員が必要となり行政改革効果はない</li> </ul>
③ 事業費見込等 ※消費税を 10% として算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁舎建設費 約 38 億 2 千万円</li> <li>⇒ 市の実質負担額 約 12 億 8 千万円【当報告書には以下の算定、検討はされていない】</li> <li>簡易受付等の整備費</li> <li>既存庁舎除却費</li> <li>※算定されていない項目があるため同一比較不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁舎建設費 約 40 億円</li> <li>支所建設費 約 3 億 8 千万円</li> <li>耐震補強 約 1 億 6 千万円</li> <li>大規模改修 約 3 億 3 千万円</li> <li>庁舎除却費 約 4 億 3 千万円</li> <li>○ 事業費見込等 約 53 億円</li> <li>⇒ 市の実質負担額 約 19 億 3 千万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁舎建設費 約 64 億 1 千万円(4 つの庁舎順次の建替)</li> <li>支所建設費 0 円</li> <li>耐震補強 約 7 億円</li> <li>大規模改修 約 14 億 4 千万円</li> <li>庁舎除却費 約 4 億 3 千万円</li> <li>× 事業費見込等 約 89 億 8 千万円</li> <li>⇒ 市の実質負担額 約 87 億 5 千万円</li> <li>× 20 年間経費 約 811 億 8 千万円</li> </ul>
④ 経費、人件費等	※算定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 20 年間経費 約 731 億 5 千万円</li> <li>⇒ 20 年間経費 現状のままと比較すると、約 80 億 3 千万円経費削減(毎年約 4 億円経費削減)</li> </ul>	



住民サービスの形態、行政サービスコスト、事業費見込等の総合的な判断により、「本庁業務 1 本化」への移行を予定しています。

平成 32 年度まで活用することができる合併特例債という有利な財源を活用して、今、庁舎問題の解決を図らなければ、今後の市民の負担額は、はるかに増大し、財政上大きな問題になることは明らかです。既存の各庁舎の全てに耐震改修や、大規模改修等を行ったとしても、いずれ必ず庁舎の建替えが必要になり、その時は合併特例債を活用することができず、後の世代に大きな負担を背負わせることになるため、今事業を行うことが最良の選択であると考えています。